

第1回岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会

日時：令和7年9月5日（金）10:00～11:30

場所：エスポワールいわて 小会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

（1）指定管理者選定に係る基本方針について

（2）募集要項、仕様書等について

（3）指定管理者選定基準について

5 その他

次回選定委員会の日程について

6 閉会

配布資料

資料No.1 岩手県立総合防災センターの概要について

資料No.2 岩手県立総合防災センター指定管理者選定に係る基本方針（案）

資料No.3 岩手県立総合防災センター指定管理者募集要項（案）

資料No.4 岩手県立総合防災センター管理運営業務仕様書（案）

資料No.5 指定管理者の選定基準（案）

資料No.6 岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会運営要領

別冊 指定管理者申請のための岩手県立総合防災センターの概要（案）

様式1～7 岩手県立総合防災センター指定管理者指定申請に係る関係書類

参考 岩手県立総合防災センター配置図、求積図、平面図、防災指導車
外形図、パンフレット

岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会（令和7年度）

【委員】

所 属 及 び 役 職	氏 名	摘 要
岩手県消防長会 会長	瀬 川 浩 樹	盛岡地区広域消防組合 消防本部消防長
岩手県小学校長会 会長	川 村 憲 弘	盛岡市立津志田小学校長
岩手大学 地域防災研究センター長	小 笠 原 敏 記	
岩手県防災士会 理事長	清 水 上 裕	
岩手県復興防災部消防安 全課 消防保安課長	細 川 徹	

【事務局】

所 属 及 び 役 職	氏 名	摘 要
岩手県復興防災部消防安 全課 主任主査	高 橋 英 聖	
岩手県復興防災部消防安 全課 主任主査	大 澤 純 子	
岩手県復興防災部消防安 全課 主事	千 葉 昌 也	

岩手県立総合防災センター指定管理者選定に係る基本方針

1 指定管理者制度導入目的

民間等の活力を生かし、独自のノウハウによる運営や自主事業の展開などにより、「県民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図る」という岩手県立総合防災センター（以下「センター」という）設置の目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものである。

2 指定の時期及び指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間内であっても指定を取り消すことがある。

3 センターの管理運営の基本事項

県民への防災知識・技術の普及及び防災意識を高めるというセンター設置の目的を十分に達成することを前提に、次の事項に留意して運営するものとする。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと
- (6) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること
- (7) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること
- (8) 廃棄物の削減、省エネルギー、CO2削減等、環境に配慮した運営を行うこと
- (9) 来館者の対応にあたっては、感染症対策、安全管理を十分に行うこと
- (10) 消防防災に関する情報の収集に努め、東日本大震災津波や近年全国で発生している各種災害を踏まえ、常に最新の情報に基づいた知識と技術の普及を行うこと

4 開所時間

9時から17時までとする。ただし、県と事前に協議をした上で、指定管理者の提案により開所時間を変更する場合がある。

5 休所日

休所日は次のとおりとする。ただし、県と事前に協議をした上で、指定管理者の提案により休所日を変更する場合がある。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び金曜日（休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月から3月においては1に加え水曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

6 設置目的以外の使用

センターは、設置目的以外の使用を行ってはならない。

ただし、2階視聴覚教室については、県と事前に協議をした上で、設置目的以外でもその使用をすることができるものとする。

7 指定管理者が行う業務

- (1) 施設等の管理に関する業務
 - ① 施設設備等の維持管理及び修繕に関する業務
 - ② 給排水衛生ガス設備の管理業務

- ③ 冷暖房設備操作、保守点検及び管理業務
- ④ 消防用設備等の保守点検及び管理業務
- ⑤ 地下タンク貯蔵所清掃及び保守点検業務
- ⑥ 工作物の管理業務
- ⑦ 備品の管理業務
- (2) 施設等の運営に関する業務
 - ① 施設及び設備機械等の使用許可に関すること
 - ② 岩手県防災指導車の運営及び管理に関すること。
 - ③ 消防防災に関する知識及び技術の普及に関すること
 - ④ 施設等の運営に必要な教材等の収集及び提供に関すること
 - ⑤ 来館者の施設案内に関すること
 - ⑥ 来館者の人身事故並びに火災及び盗難防止等事故の防止に関すること
 - ⑦ 利用状況及び各種使用許可実績等に係る業務統計に関すること
- (3) 防災に関する知識・技術の普及及び研修に関する業務
 - ① 防災に関する知識・技術の普及並びに防災意識の高揚を目的とした広報活動に関すること。
 - ② 防災に関する知識・技術の普及に関する研修の企画、実施に関すること。
- (4) その他の業務
 - ① 施設の利用促進に係る宣伝業務
 - ② 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務
 - ③ 事業計画書、事業報告書の作成業務
 - ④ 岩手県等関係機関との連絡調整業務
 - ⑤ 指定管理期間前及び指定管理終了に当たっての引継業務
 - ⑥ 来館者に対する教育訓練指導等のマニュアル作成及び職員指導業務
 - ⑦ 緊急時対策、防犯・防災、安全管理マニュアルの作成及び職員指導業務
 - ⑧ 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - ⑨ 職員に対しての運営管理に必要な研修業務
 - ⑩ その他管理運営に必要な業務

8 使用料

利用者から使用料は徴収しないこととする。

ただし、教材消耗品については、実費を徴収することがあるものとする。

9 委託料

(1) 第5期指定管理料上限額 96,085 千円

(2) 内訳 (税込)

(単位：千円)

項目	R8	R9	R10	R11	R12	合計
① 人件費	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	51,000
② 旅費	120	120	120	120	120	600
③ 需用費	4,062	4,062	4,062	4,062	4,062	20,310
④ 役務費	461	461	461	461	461	2,305
⑤ 委託料	2,652	2,652	2,652	2,652	2,652	13,260
⑥ 備品購入費	220	220	220	220	220	1,100
⑦ 公課費	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	5,255
⑧ 一般管理費	451	451	451	451	451	2,255
計	19,217	19,217	19,217	19,217	19,217	96,085

10 募集方法及び応募資格

(1) 募集方法

- ① 公募により行うこととし、公募に当たっては、選定基準、審査内容、現在の委託条件等を情報公開した上で行う。
- ② 周知方法については、県ホームページ（岩手県ホームページ、センターへの掲示等により行い、広く県民に伝わるよう努める。また、申請予定者に対し、現地説明会を開催する。

(2) 応募資格

応募資格は次のとおりとする。

- ① 団体であること。（法人格の有無を問わない。）
 - ア 申請団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とする。
 - イ グループで申請する場合、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めるものとする。
- ② 団体又はグループの構成団体のいずれかが次の者に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - イ 岩手県から指名停止措置を受けている者
 - ウ 都道府県税、法人税、消費税等を滞納している者
 - エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っている者
- ③ 複数申請の禁止
 - ア 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできない。
 - イ グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることができない。
- ④ グループ申請の構成の変更
グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めない。
- ⑤ 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ⑥ 県内に事業所又は営業所等を有すること。

11 選定方法等

「岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会」において審査（プレゼンテーションによる審査）を行い、指定管理者の候補を選定。議会の議決を経て、指定管理者の指定を行う。

12 リスク負担と保険の加入

(1) リスク負担

リスクが生ずる原因		リスク負担	
種 類	内 容	県	指定管理者 (申請者)
法令等の変更	施設・設備基準の達成など、施設設備が必要なもの	○	
	本業務上の対応で対処可能なもの		○
第三者賠償	本業務上の不備、過失等による周辺器物の損壊、公害、生活環境阻害等		○
	施設・設備等の構造上の欠陥等に起因するもの	○	
物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○
金利変動	金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
経費の膨張	県の要因による本業務に係る経費の増	○	
	県の要因以外による本業務に係る経費の増		○

施設・設備等の 損傷、損壊 に伴う修繕	本業務上の不備、過失等に起因するもの		○
	本業の不備、過失等に起因しないもので1件あたりの修繕額が10万円を超えるもの	協議事項	
	本業の不備、過失等に起因しないもので1件あたりの修繕額が10万円以内のもの（注）		○
債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の協定内容の不履行		○
利用者等への 損害賠償	本業務上の不備、過失等に起因するもの		○
	施設・設備等の構造上の欠陥等に起因するもの	協議事項	

（注）県から指定管理者に対して支払われる委託料に含まれる修繕費の額を超えて修繕を行う場合は、県と事前に協議するものとする。

（２） 保険の加入

公立文化施設賠償責任保険の補償額以上の保険に加入すること

	人身事故			財物事故	
管理責任 区分	1事故当たり 支払限度額	1名当たり 支払限度額	人格権侵害事 故限度額(1 事故・期間 中)	1事故当たり 支払限度額	物理的損壊を伴わない第三 者財物使用不能損害限度 額(1事故当たり)
施設 管理責任	30億円以上	1億円以上	100万円以上	2,000万円以上	500万円以上
受託物 管理責任				3,000万円以上	

岩手県立総合防災センター指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

岩手県

目 次

1	対象施設	1
2	申請資格	1
3	指定期間	1
4	指定管理者の公募手続き	2
5	提出書類等	3
6	申請に際しての留意事項	3
7	選定方法	4
8	選定基準及び審査内容	5
9	その他	6
10	問い合わせ及び申請書類提出先	7

岩手県は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）の規定に基づき、以下のとおり岩手県立総合防災センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設

岩手県立総合防災センター（岩手県紫波郡矢巾町医大通 2－2－2）

（詳細は別冊「岩手県立総合防災センターの概要」のとおり）

2 申請資格

（1）団体であること。（法人格の有無を問わない。）

ア 申請団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。

イ グループで申請する場合、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めるものとします。

（2）団体又はグループの構成団体のいずれもが次の者に該当しないこと。

ア 申請の時点で地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 申請の時点で岩手県から指名停止措置を受けている者

ウ 国税、地方税を滞納している者

エ 会社更生法、民事再生法に基づく更正又は再生手続きを行っている者

（3）複数申請の禁止

ア 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。

イ グループの構成団体は、2 以上のグループの構成団体となることができません。

（4）グループ申請の構成の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

（5）申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

（6）県内に事業所又は営業所等を有すること。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間内であっても指定を取

り消すことがあります。

4 指定管理者の公募手続き

(1) 募集要項の配付

募集要項を令和7年9月5日（金）～10月6日（月）に次により直接配付します。また、岩手県復興防災部消防安全課ホームページからもダウンロードできます。

ただし、郵便での配付は行いません。

配付場所：岩手県復興防災部消防安全課

岩手県盛岡市内丸10番1号

配付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

ホームページ：

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1004324/1090160.html>

(2) 現地説明会

現地説明会を次により開催しますので、参加されるようお願いします。参加を希望される団体は申込書（様式第6号）に記入のうえ、電子メール、FAXのいずれかにより令和7年9月17日（水）午後5時までにお申し込みください。

なお、説明会参加につきましては1団体2名までとします。

開催日時：令和7年9月24日（水）午後1時30分から

開催場所：岩手県立総合防災センター

(3) 申請の受付

申請書類を次のとおり受付します。

受付期間：令和7年9月5日（金）～10月6日（月）午後5時まで

提出先：岩手県復興防災部消防安全課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

提出書類の取扱い：県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は、提出書類の内容を複製、改編して使用できるものとします。また、県が保管する提出書類（正本1部）については、岩手県情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）に規定する公文書に該当することになり、情報公開の請求がされた場合、同条例に基づき、情報公開の手続きを行いますので、あらかじめ、ご了承ください。

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を下記のとおり受け付けます。質問に対する回答は、岩手県立総合防災センター指定管理者募集ホームページ上で行います。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

受付期間：令和7年9月16日（火）～9月30日（火）午後5時まで

受付方法：質問書（様式第7号）に記入のうえ、電子メールに添付して送付してください。

また、電子メールの未到着を防ぐため、事前、事後の送信・着信の連絡をお願いします。

メールアドレス：AJ0010@pref.iwate.jp

5 提出書類等

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

提出部数は、各書類とも8部（正本1部、副本7部）を提出してください。

（1）岩手県立総合防災センター指定管理者指定申請書（様式第1号）

※ グループ申請の場合、グループ申請構成表（様式第1－1号）も提出してください。

（2）岩手県立総合防災センター管理運営計画書（様式第2号）及び収支計画書（様式第3号）

（3）申請者に関する書類

※ グループ申請の場合、構成団体分も併せて提出してください。

ア 定款又は寄付行為（法人でない団体にあつてはこれに相当するもの）

イ 納税証明書（令和6年の国税、地方税）

ウ 団体概要（様式第4号）

エ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書

オ 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人格のない団体にあつては、その構成状況を表す書類

カ 経営に関する書類（直近の会計年度のもの）

・法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書

・その他の団体については、収支計算書

（4）誓約書（様式第5号）

6 申請に際しての留意事項

（1）失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、申請が失格又は無効となる場合があります。

ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 申請書類の記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの。

オ 本県職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき。

(2) 重複申請の禁止

申請 1 団体（グループ）につき 1 申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）

(4) 申請書類の取り扱い

申請書類は理由のいかんを問わずお返ししません。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) その他

申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内における岩手県立総合防災センター指定管理者選定に係る用途に限ります。）

7 選定方法

「岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会」において、申請の受付終了後（令和 7 年 10 月上旬）に書類及びプレゼンテーションによる審査により、指定管理者の候補者の選定を行います。

選定後は、申請者に対して審査の結果を通知するとともに、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要を公表します。

(1) 書類審査

申請書類に基づき選定を行います。

(2) プレゼンテーションによる審査

1 申請団体あたりの説明時間（パワーポイントを使用しての説明も可）は 30 分以内、質疑時間は 30 分以内とします。

なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者を出席させてください。

(3) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案

を議会に対して提出し、議決後指定管理者として指定します。

8 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準、審査内容は次のとおりです。

選定基準 (条例規定事項)	審査項目	審査内容	配点
(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること（指定手続等条例第3条第1号）	管理運営への意欲、姿勢	・受託への意欲、熱意はあるか ・設置目的と申請者が提出した運営方針が合致しているか ・団体の経営モラルは適切か ・施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか	20 点
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・事業等の内容に偏りがないか ・利用者等からのクレーム対応は適切か	
(2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること（指定手続等条例第3条第2号）	利用率の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・施設の利用率を高める内容の提案は適切か ・地域、関係団体、NPO等の連携が図られているか	20 点
	設置目的を達成するための具体的手法及び期待される効果	・目的達成につながる取組内容となっているか ・十分な創意工夫がみられるか	
	施設等の維持管理の内容、効率性及び実現の可能性	・施設等の管理は適切か ・維持管理は効率的に行われているか ・環境に配慮した管理運営となっているか	20 点

	施設の管理運営に係る経費の内容	・管理運営経費の節減に取り組む提案となっているか	
(3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施できる能力を有していること（指定手続等条例第3条第3号）	安定的な運営が可能となる財政基盤並びに収支計画の内容、整合性及び実現の可能性	・経営状況（財政基盤）は安定しているか ・収入、支出の積算と管理計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	20 点
	安定的な運営が可能となる人的能力及び設置目的に沿った指導能力	・職員構成・職員数は十分か ・職員採用・確保の方策は十分か ・職員の研修計画は十分か ・来館者への説明及び指導の能力を有しているか	
(4) その他別に定める基準（指定手続等条例第3条第4号）	情報の管理、危機管理及び安全管理体制	・個人情報保護が図られているか ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか ・来館者への安全管理体制が十分か	20 点
合 計			100 点

9 その他

配付資料

- ・岩手県立総合防災センター指定管理者募集要項
- ・岩手県立総合防災センター管理運営業務仕様書
- ・指定管理者申請のための岩手県立総合防災センターの概要
- ・申請様式
- ・添付資料

10 問い合わせ及び申請書類提出先

〒020－8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県復興防災部消防安全課消防保安担当

担 当：千葉 昌也

電 話：019－629－5556

F A X：019－629－5174

メールアドレス：AJ0010@pref.iwate.jp

岩手県立総合防災センター管理運営業務仕様書

令和 7 年 9 月

岩手県

目 次

I 基本的事項

1	業務目的	1
2	管理運営にあたっての留意事項	1
3	開所時間	1
4	休所日	1
5	設置目的以外の使用	1
6	サービスの向上	2
7	職員配置	2
8	法令の遵守	2
9	情報公開	2
10	管理運営を通じて取得した情報の取扱い	2
11	危機管理対応	2
12	環境への配慮の推進	3
13	事業報告書等	3
14	物品の帰属	3
15	リスク負担と保険の加入	3
16	使用料	4
17	委託料	4
18	業務の再委託の禁止	5
19	帳簿書類等の保存年限	5
20	原状回復義務等	6
21	指定管理者に対する監督・監査	6
22	その他	6

II 管理運営業務

1	施設等の運営に関する業務	7
2	施設等の管理に関する業務	8
3	岩手県防災指導車の運営及び管理に関する業務	10
4	その他の業務	10

岩手県立総合防災センター（以下「センター」という）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書によるものとします。

I 基本的事項

1 業務目的

本業務は、「県民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図る」というセンターの設置目的を達成することができるよう、管理計画に基づき適正に管理することを目的とする。

2 管理運営にあたっての留意事項

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- (2) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
- (4) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと
- (6) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること
- (7) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること
- (8) 廃棄物の削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと
- (9) 来館者の対応にあたっては、感染症対策、安全管理を十分に行うこと
- (10) 消防防災に関する情報の収集に努め、東日本大震災津波や近年全国で発生している各種災害を踏まえ、常に最新の情報に基づいた知識と技術の普及を行うこと

3 開所時間

9時から17時までとしますが、県と事前に協議をした上で、指定管理者の提案により開所時間を変更する場合があります。

4 休所日

休所日は次のとおりとしますが、県と事前に協議をした上で、指定管理者の提案により休所日を変更する場合があります。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び金曜日（休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月から3月においては1に加え水曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

5 設置目的以外の使用

センターは、設置目的以外の使用を行ってはいけません。

ただし、2階視聴覚教室については、県と事前に協議をした上で、設置目的以外でもその使用をすることができるものとします。

6 サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとし、県にも併せて報告するものとします。

7 職員配置

管理運営業務を実施するため、適正な職員（必要に応じ有資格者等）を配置することとします。

- (1) 消防防災に関する知識及び技術を有する者又は相当の研修を受けた者を配置することとします。
- (2) 職員の資質を高めるため、消防防災に関する知識及び技術を高めるための所要の措置を講じることとします。
- (3) 保守・点検業務を実施するに当たり、法令等の定めを遵守することとします。
- (4) 職員に公の施設の管理業務に従事するものであることを自覚させ、常に自己研鑽に努めさせ、言動及び態度等には十分に注意を払うこととします。

8 法令の遵守

地方自治法その他の関係法令、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例、総合防災センター条例、情報公開条例、個人情報保護条例、協定書、仕様書等を遵守することとします。

9 情報公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとします。

10 管理運営を通じて取得した情報の取扱い

指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

11 危機管理対応

- (1) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報することとします。
- (2) 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこととします。

また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずるものとします。

12 環境への配慮の推進

施設の管理運営に当たっては、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うものとします。

13 事業報告書等

- (1) 指定管理者は、毎日の管理運営業務の状況について、業務日誌を作成しなければなりません。
また、県から求められた場合には速やかに業務日誌を提出しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、事業の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書を提出するほか、管理運営状況について、県が指定した方法により定期的に報告しなければなりません。

14 物品の帰属

指定管理者が委託料で購入した物品のうち、次のものは県の所有となります。ただし、これにより難しい場合には、あらかじめ指定管理者は県の承認を得なければなりません。

(1) 消耗品

消耗品は、現に使用中の消耗品については県に引き継ぐこととしますが、それ以外の物は、指定管理者の所有物とします。

(2) 備品

備品は、原則として県の所有物とします。このため、指定管理者の所有備品として購入する物は、あらかじめ県と協議のうえ、購入するものとします。

15 リスク負担と保険の加入

(1) リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりです。

なお、必要な事項については、協定で定めることとします。

リスク負担

リスクが生ずる原因		リスク負担	
種 類	内 容	県	指定管理者 (申請者)
法令等の変更	施設・設備基準の達成など、施設設備が必要なもの	○	
	本業務上の対応で対処可能なもの		○
第三者賠償	本業務上の不備、過失等による周辺器物の損壊、公害、生活環境阻害等		○
	施設・設備等の構造上の欠陥等に起因するもの	○	
物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○

金利変動	金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
経費の膨張	県の要因による本業務に係る経費の増	○	
	県の要因以外による本業務に係る経費の増		○
施設・設備等の 損傷、損壊 に伴う修繕	本業務上の不備、過失等に起因するもの		○
	本業の不備、過失等に起因しないもので1件あたりの修繕額が10万円を超えるもの	協議事項	
	本業の不備、過失等に起因しないもので1件あたりの修繕額が10万円以内のもの（注）		○
債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の協定内容の不履行		○
利用者等への 損害賠償	本業務上の不備、過失等に起因するもの		○
	施設・設備等の構造上の欠陥等に起因するもの	協議事項	

（注）県から指定管理者に対して支払われる委託料に含まれる修繕費の額を超えて修繕を行う場合は、県と事前に協議するものとする。

（２）保険の加入

公立文化施設賠償責任保険の補償額以上の保険に加入してください。

	人身事故			財物事故	
管理責任 区分	1 事故当たり 支払限度額	1 名当たり 支払限度額	人格権侵害事 故限度額（1 事故・期間中）	1 事故当たり 支払限度額	物理的損壊を伴わない第 三者財物使用不能損害限 度額（1 事故当たり）
施設 管理責任	30 億円以上	1 億円以上	100 万円以上	2,000 万円以上	500 万円以上
受託物 管理責任				3,000 万円以上	

16 使用料

利用者から使用料は原則徴収しないこととします。

ただし、教材消耗品については、実費を徴収することがあるものとします。

17 委託料

（１）委託料算定の考え方

県民へのサービス提供の質が低下することがないように、指定管理者に対して一定の委託料を支払うこととします。

なお、委託料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービス低下につ

ながらしないよう留意すること。)による収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、修繕費など精算を行うものを除き委託料の額を減額しないものとします。

① 第5期指定管理料上限額 96,085 千円

② 内訳(税込)

(単位:千円)

項目	R8	R9	R10	R11	R12	合計
① 人件費	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	51,000
② 旅費	120	120	120	120	120	600
③ 需用費	4,062	4,062	4,062	4,062	4,062	20,310
④ 役務費	461	461	461	461	461	2,305
⑤ 委託料	2,652	2,652	2,652	2,652	2,652	13,260
⑥ 備品購入費	220	220	220	220	220	1,100
⑦公課費	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	5,255
⑧一般管理費	451	451	451	451	451	2,255
計	19,217	19,217	19,217	19,217	19,217	96,085

(2) 委託料の精算

委託料については、修繕費を除き、県は精算しないものとします。

修繕費について、県は、年間の修繕費の額を示して委託料に盛り込みます。実績が下回った場合はその差額を返納し、上回る場合は県と事前に協議をした上で、必要な場合は県から追加して支払うこととします。

なお、1件あたり10万円を超える修繕については県と事前に協議することとします。

(3) 委託料の支払

会計年度(4月1日から翌年3月31日)ごとに指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。

18 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を協議のうえ第三者に委託することは差し支えありませんが、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

19 帳簿書類等の保存年限

指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存するものとします。

20 原状回復義務等

(1) 指定管理者は施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議することとします。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設又は設備を原状に回復しなければなりません。

- (2) 指定管理者は、施設、設備、資料又は備品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

21 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。
- (2) 県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
- (3) 県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行うこととします。

22 その他

- (1) 協定の締結

岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会で候補者として選定された団体と細部についての協議を行い、議会の議決を経て指定管理者に指定されたのちに、指定期間全体の包括協定を締結します。

- (2) 引継ぎについて

指定管理者の指定は、議会において、指定管理者の指定が議決された後となります。指定後速やかに現在の指定管理者との業務引継ぎに入っていただきます。

なお、業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

- (3) その他

議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、上記の場合のほか、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、岩手県立総合防災センターに係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

Ⅱ 管理運營業務

1 施設等の管理に関する業務

(1) 施設設備等の維持管理及び修繕に関する業務

ア 破損箇所の点検、修理、修繕

イ 清掃業務

日常清掃		毎日（休所日を除く）
定期 清掃	床ワックス	年2回以上
	窓ガラス	年2回以上
	屑入等洗浄消毒	年4回以上
除雪		積雪量に応じて随時実施
その他		トイレトペーパー、消毒液の補充等

(2) 給排水衛生ガス設備の管理業務

給水設備、排水設備、プロパンガス設備、衛生器具、各種配管設備

(3) 冷暖房設備操作、保守点検及び管理業務

ア 空調設備及び換気設備の管理業務

温水ボイラー、冷房設備、空調機、自動制御設備、冷却塔、加湿器、循環ポンプ、密閉式膨張タンク、オイルタンク、オイルポンプユニット、ファンコンベクター、パネルヒーター、温風暖房機、各種換気扇、各種配管・ダクト設備

イ 冷暖房設備の清掃点検業務（年1回）

冷暖房熱源の内訳			
場 所	種 別	燃 料	出 力
1 階ボイラー室	温水ボイラー	A 重油	160,000Kcal/H
2 階空調機械室	パッケージ型空調機（水冷式）	A 重油	冷 81,000 Kcal/H 温 86,000 Kcal/H
2 階視聴覚教室	パッケージエアコン（天吊型）	電気	冷 12,500Kcal/H

(4) 消防用設備等の保守点検及び管理業務

自動火災報知装置、消火器、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識、避難器具、消火栓の管理、保守点検業務

必要な資格：甲または乙種消防設備士1～7類

(5) 地下タンク貯蔵所清掃点検業務（年1回）

地下タンクの内訳		
種 別	容 量	設置数
地下タンク（A 重油）	1.85 k l	1 基

(6) 工作物の管理業務

ア 工作物の管理業務、修理、修繕

イ 教育設備（展示物）の保守点検業務（年1回）

点検設備の内訳	
場 所	設 備 名
1 階展示室	地震体験室・地震起震装置システム
	火災時の避難方法
	地震と建物
	なぜ必要？非常持出し
	消火器の使い方
	防災シアター
	防災と気象
	119番通報訓練
	東日本大震災津波の記憶
	DVDライブラリー
	パネル
	その他（実物展示・展示用照明・入り口看板）
2 階暗闇・煙体験室	暗闇・煙体験

(7) 備品の管理業務

破損備品の点検、修理、修繕

2 施設等の運営に関する業務

(1) 施設及び設備機械等の使用許可に関すること

ア 使用申込の受付

イ 使用計画等の調整

ウ 使用許可申請書の受理

エ 使用許可の決定、許可書等の通知

(2) 岩手県防災指導車の運営及び管理に関すること

なお、運営及び管理に関する業務は、次のとおりとする。

① 使用承認に関すること

ア 岩手県防災指導車の貸出しの対象

市町村長、消防本部消防長又は所属消防署長及び指定管理者が特に必要があると認める者

イ 使用申込の受付

ウ 使用計画等の調整

エ 使用承認申請書の受理

オ 使用承認の決定、承認通知書等の交付

岩手県防災指導車を借り受けて使用しようとする者（以下「使用者」という）は、防災に関する知識及び技術の普及・啓発の目的以外に使用し、又は第三者に貸与してはいけないこととします。

② 運転操作等に関すること

岩手県防災指導車の運転及び積載設備装置等の操作は、使用承認申請書に記載する使用者が指名する所属職員が行うものとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、指名所属職員以外の者に行わせることができるものとします。

③ 経費負担に関すること

岩手県防災指導車の貸出しに関し、使用者が運転等操作により消費した燃料費は、使用者の負担とすることができることとします。

④ 保守管理及び修繕に関すること

ア 修理、修繕

修繕費の取り扱いについては、「17 委託料」のとおりですが、使用者の故意又は過失により生じた防災指導車の汚損、破損及び故障は、使用者の責任において修繕し、及び修理しなければならないこととします。

イ 保険の加入

下記の補償額以上の保険に加入してください。

車両保険 (免責 7 万円)	対人保険	対物保険 (免責 0 円)	人身傷害保険	搭乗者傷害保険
2,000 万円	無制限	無制限	5,000 万円	1,000 万円

ウ 積載設備装置等機器の保守点検（年 1 回）

設備装置等機器のそれぞれが、本来有する機能を保持し、将来に向けて適正に起動し又は可動する状態に維持し、及び耐用年数の伸長に資することを基本として行なわなければならないこととします。起震装置（起震装置駆動機構及び油圧ユニット）の点検を最重点に行なうものとし、具体的な点検項目は防災指導車保守点検項目[別記]に掲げるとおりとする。

なお、前記の基本原則に従い、利用者の安全を図るうえで必要不可欠な部分及び範囲についても総合的に保守点検整備を行なうものとします。

エ 車両の定期点検

3 ヶ月定期点検及び道路運送車両法に基づく車両検査

⑤ 事故報告に関すること

岩手県防災指導車の貸出し中に事故が発生したときは、使用者は速やかに適切な措置を行い、指定管理者に事故の概要及び緊急の措置の結果を報告しなければならないこととします。

また、指定管理者は、使用者からの報告内容を、速やかに県に報告しなければなりません。

⑥ 利用状況等使用承認実績等に係る業務統計に関すること

- (3) 施設等の運営に必要な教材等の収集及び提供に関すること
- (4) 来館者の施設案内に関すること
- (5) 来館者の人身事故並びに火災及び盗難防止等事故の防止に関すること
 - ア 防火管理者の配置
 - イ 消防訓練の実施
- (6) 利用状況及び各種使用許可実績等に係る業務統計に関すること

3 防災に関する知識・技術の普及及び研修に関する業務

- (1) 防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を目的とした広報活動に関すること
- (2) 防災に関する知識及び技術の普及に関する研修の企画、実施に関すること。
 - 研修及び訓練の企画にあたっては、次の内容を含んだものとする。
 - ア 防災体験に関すること：災害時及び防災の日ごろの心構えを学習する
 - イ 消火に関すること：各種消火機器による消火方法を学習する
 - ウ 避難に関すること：避難器具体験、各種災害時の避難、誘導方法等を学習する
 - エ 応急処置に関すること：緊急時の応急手当の方法を学習する
- (3) 自主防災組織の育成・強化のための研修の企画、実施に関すること。

4 その他の業務

- (1) 施設利用促進に係る宣伝業務
- (2) 施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集に関する業務
 - ア 類似施設の情報収集
 - イ 統計基礎資料の作成
- (3) 事業計画書、事業報告書の作成業務
 - ア 毎年度開始前、業務の実施計画等を記載した事業計画書及び予算の作成
 - イ 毎年度終了後、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書及び決算書の作成
 - ウ 管理運営の状況について、県が指定した報告書類の作成
- (4) 岩手県等関係機関との連絡調整業務
 - ア 県への定期的な報告書類の提出
 - イ 予算要求に必要な資料提供
 - ウ 緊急事態等における県や関係機関への通報及び連絡
- (5) 指定管理期間前及び指定管理終了に当たっての引継業務
- (6) 来館者に対する教育訓練指導等のマニュアル作成及び職員指導業務
- (7) 緊急時対策、防犯・防災、安全管理マニュアルの作成及び職員指導業務
- (8) 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - ア 施設及び設備機械等の使用許可及び操作等のマニュアルの作成
 - イ 岩手県防災指導車の貸出し及び操作等のマニュアルの作成
 - ウ 職員に対するマニュアルの周知徹底

(9) 職員に対しての運営管理に必要な研修業務

(10) その他管理運営に必要な業務

〔別記〕

防災指導車保守点検項目

設備装置	部 位	点検項目	設備装置	部 位	点検項目
発動発電機	エンジンオイル・エレメント	汚れ・量	X 軸（前後動）	モーター	異音・ハーネスジョイント部・増締
	冷却水	量		カップリング	異音・変形・増締
	エアエレメント	汚れ・量		サポートユニット	異音・増締
	換気装置	異音・ビス類のゆるみ等		ボールネジ	異音・増締
	排気装置	排気もれ・ダクトの損傷		モーターBKT	変形・溶接部
	燃料ホース類	ヒビ・バンドのゆるみ等		LMガイド	異音・摩耗・増締・給油
タッチパネル	各操作	各動作チェック	Y 軸（左右動）	連結ステイ	変形・増締
	非常停止	作動チェック		モーター	異音・ハーネスジョイント部・増締
震度表示器		作動チェック		カップリング	異音・変形・増締
		作動チェック		サポートユニット	異音・増締
LED表示器		作動チェック		ボールネジ	異音・増締
		作動チェック		モーターBKT	変形・溶接部
起震装置制御盤		作動チェック・異音・異臭		LMガイド	異音・摩耗・増締・給油
		作動チェック		連結ステイ	変形・増締
分電盤	漏電ブレーカ	作動チェック	Z 軸（上下動）	モーター	異音・ハーネスジョイント部・増締
	安全ブレーカ	作動チェック		カップリング	異音・変形・増締
地震体験室	骨格	変形・ガタ・割れ		サポートユニット	異音・増締
	ビス・リベット類	ガタ・ゆるみ等		ボールネジ	異音・増締
	テーブル	ガタ・ゆるみ等		モーターBKT	変形・溶接部
	椅子	ガタ・ゆるみ等		ロッドエンドベアリング	異音・摩耗・増締・給油
	床カーペット	汚れ・キズ等		連結ステイ	変形・溶接部・摩耗・増締・給油
				ジャブト	変形
扉類	ウイング扉	作動チェック・異音・ボルト類のゆるみ		連結ロッド	変形
	ステージ扉	作動チェック・異音・ボルト類のゆるみ		ピローブロック	異音・増締・給油
	右側扉	作動チェック・異音・ボルト類のゆるみ	ベースフレーム	連結リング類	溶接部・摩耗・増締・給油
	後部扉	作動チェック・異音・ボルト類のゆるみ		スプリング	変形・増締
	操作部扉	作動チェック・異音・ボルト類のゆるみ		ベースフレーム	変形・溶接部
				Yフレーム	変形
タラップ		変形・ガタ・ボルト類のゆるみ	リミットスイッチ	Xフレーム	変形・溶接部
				Zフレーム	変形・溶接部
手摺		変形・ガタ			
広報装置	42インチモニター&リモコン	作動チェック	電氣ハーネス類	X軸ストロークエンド	ブラケット・増締・作動チェック
	32インチモニター&リモコン	作動チェック		Y軸ストロークエンド	ブラケット・増締・作動チェック
	CG用DVDプレイヤー&リモコン	作動チェック		Z軸ストロークエンド	ブラケット・増締・作動チェック
	アンプ	作動チェック		X軸原点出し	ブラケット・増締・作動チェック
	ワイヤレスマイク	作動チェック		Y軸原点出し	ブラケット・増締・作動チェック
				Z軸原点出し	ブラケット・増締・作動チェック
電装品関係	ハウス照明	作動チェック			
	操作部照明	作動チェック			
	ステージ上照明	作動チェック			
	発電機庫照明	作動チェック			
	外部電源取り出し	作動チェック			
	後退警報器（音声アラーム）	作動チェック			
	バックアイモニター	作動チェック			
	隙間用光電センサー	作動チェック・ガタ・ゆるみ			
車椅子用リフト					
	リフト本体	作動チェック・ガタ・ゆるみ			
	ロールカーテン	作動チェック・ガタ・ゆるみ			
	リモコン	作動チェック			

指定管理者の選定基準

団体名

選定委員氏名

選定基準 (条例規定事項)	審査項目	審査内容	配点
(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること（指定手続等条例第3条第1号）	管理運営への意欲、姿勢	・受託への意欲、熱意はあるか ・設置目的と申請者が提出した運営方針が合致しているか ・団体の経営モラルは適切か ・施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか	／20 点
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・事業等の内容に偏りがないか ・利用者等からのクレーム対応は適切か	
(2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること（指定手続等条例第3条第2号）	利用率の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・施設の利用率を高める内容の提案は適切か ・地域、関係団体、NPO等の連携が図られているか	／20 点
	設置目的を達成するための具体的手法及び期待される効果	・目的達成につながる取組内容となっているか ・十分な創意工夫がみられるか	
	施設等の維持管理の内容、効率性及び実現の可能性	・施設等の管理は適切か ・維持管理は効率的に行われているか ・環境に配慮した管理運営となっているか	／20 点
	施設の管理運営に係る経費の内容	・管理運営経費の節減に取り組む提案となっているか	
(3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施できる能力を有していること（指定手続等条例第3条第3号）	安定的な運営が可能となる財政基盤並びに収支計画の内容、整合性及び実現の可能性	・経営状況（財政基盤）は安定しているか ・収入、支出の積算と管理計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	／20 点
	安定的な運営が可能となる人的能力及び設置目的に沿った指導能力	・職員構成・職員数は十分か ・職員採用・確保の方策は十分か ・職員の研修計画は十分か ・来館者への説明及び指導の能力を有しているか	
(4) その他別に定める基準（指定手続等条例第3条第4号）	情報の管理、危機管理及び安全管理体制	・個人情報保護が図られているか ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか ・来館者への安全管理体制が十分か	／20 点
合 計			／100 点

※ 採点の結果、各選定基準項目の得点において、平均点数が 10 点未満の場合は、指定管理者として不採用とする。

指定管理者申請のための
岩手県立総合防災センターの概要

令和 7 年 9 月
岩手県

目 次

1	名称	1
2	所在地	1
3	関係法令、条例等	1
4	目的	1
5	開設年月日	1
6	施設の沿革	1
7	施設の構造	1
8	面積	2
9	職員数	2
10	経費実績	3
11	利用状況	4
12	教育設備	5
13	防災体験セミナー	6
14	施設等の警備業務	6
15	自家用電気工作物の保安全管理業務	6
16	施設配置図	6
17	岩手県防災指導車	7

1 名称

岩手県立総合防災センター

2 所在地

岩手県紫波郡矢巾町医大通 2 - 2 - 2

3 関係法令、条例等

総合防災センター条例、総合防災センター条例施行規則

4 目的

県民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図ることを目的として整備されたものである。

5 開設年月日

昭和 61 年 4 月 19 日

6 施設の沿革

県民に対する防災思想の普及・啓発を図り、併せて大規模広域災害の発生に対処した防災資機材を備蓄する施設として、昭和 60 年度、国庫補助金（防災センター資機材等（広域分）整備費補助金）を得て、岩手県立総合防災センター（以下「センター」という）を建設した。

その後、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて修正を行った県地域防災計画において、センターを「防災知識の普及及び自主防災組織等の活動の拠点」として位置付け、平成 8 年度に起震装置等各種展示設備やモニター映像等を更新。さらに、平成 26 年度には、東日本大震災津波等を踏まえた展示設備の更新を行うとともに、利用者に配慮した施設改修を実施した。

ソフト面においても、防災体験セミナー（6 コース～防災・避難・消火・応急手当・幼児・総合）や県民の防火・防災意識の高揚を図るための「消防体験まつり」を実施しているほか、平成 18 年度からは指定管理者による管理運営に移行することにより、運営の充実に努め、現在に至っている。

7 施設の構造

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事着工 | 昭和 60 年 7 月 31 日 |
| (2) 工事完成 | 昭和 61 年 3 月 7 日 |
| (3) 給水 | 矢巾町上水道 |
| (4) 排水 | 矢巾町公共下水道（平成 17 年 3 月 30 日に浄化槽を撤去） |
| (5) 受電設備 | 消防学校から電気を供給（消防学校の受電設備：3 相 3 線 6 6 0 0 V） |

8 面積

(1) 敷地面積 消防学校敷地内 (消防学校敷地面積 44,386.75 m²)

(2) 建物延床面積及び構造

ア	防災センター	877.92 m ²	R C造2階建
イ	消火訓練棟	16.65 m ²	R C造平屋建
ウ	元浄化槽設置棟	5.27 m ²	R C造平屋建

9 職員数 (令和7年4月1日現在)

4名 (内訳) 短時間正職員 2名
臨時職員 2名

10 経費実績

過去3年間（令和4年度から令和6年度決算）の経費は次のとおり。

（単位：円）

区分			令和４年度決算		令和５年度決算		令和６年度決算		３ヶ年平均	
			経費内訳		経費内訳		経費内訳		経費内訳	
人件費	正規職員		3,199,868		2,378,904		4,372,942		3,317,238	
	臨時職員		6,971,318		7,225,600		5,199,297		6,465,405	
	共済費		1,919,336	12,090,522	1,580,660	11,185,164	1,636,891	11,209,130	1,712,295	11,494,938
旅費		事務連絡用務等	166,740	166,740	214,700	214,700	186,940	186,940	189,460	189,460
需用費	光熱水費	燃料費	816,713		825,753		903,225		848,563	
		電気料	886,801		920,314		903,475		903,530	
		水道料	428,327		407,488		428,151		421,322	
		プロパンガス料	5,540	2,137,381	7,288	2,160,843	8,958	2,243,809	7,262	2,180,677
	光熱水費以外	防災体験セミナー等事業用消耗品	292,377		203,987		251,101		249,155	
		印刷物類・コピー料金	286,230		665,414		486,134		479,259	
		その他一般消耗品等	396,470	975,077	311,201	1,180,602	216,337	953,572	308,003	1,036,417
		維持補修費	建物維持修繕料	450,127		813,230		252,186		505,181
	展示設備・物品維持修繕料		375,360		0		577,720		317,693	
	防災指導車保守整備費		52,734	878,221	147,631	960,861	73,618	903,524	91,328	914,202
	食糧費	茶菓代	7,219	7,219	4,863	4,863	7,498	7,498	6,527	6,527
	小計			3,997,898		4,307,169		4,108,403	4,137,823	4,137,823
	役務費	通信運搬費等		138,193	138,193	144,623	144,623	243,203	243,203	175,340
保険料		施設保険料	145,540		145,540		145,540		145,540	
		起震車保険料※自賠責保険を含む。	89,550	235,090	110,690	256,230	91,260	236,800	97,166	242,706
小計			373,283		400,853		480,003	418,046	418,046	
委託料	展示品装置等保守点検		572,000		638,000		638,000		616,000	
	防災指導車保守点検		605,000		687,500		701,250		664,583	
	冷暖房設備保守点検		272,800		275,000		287,100		278,300	
	地下タンク貯蔵所清掃点検		92,400		97,900		101,200		97,166	
	消防用設備保守点検		19,800		25,300		25,080		23,393	
	非常用発電設備保守点検		0		0		0		0	
	ホームページ保守等		0		0		0		0	
	清掃		897,600	2,459,600	930,600	2,654,300	976,800	2,729,430	935,000	2,614,443
備品購入費		121,000	121,000	145,200	145,200	240,900	240,900	169,033	169,033	
公課費	自動車重量税		0		40,000		0		13,333	
	法人消費税・地方消費税		930,300	930,300	917,100	957,100	920,300	920,300	922,566	935,900
その他		328,144	328,144	312,744	312,744	371,400	371,400	337,429	337,429	
合計			20,467,487		合計	20,177,230	合計	20,246,506		20,297,074

※1 自賠責保険料及び自動車重量税は、2年に1度経費が計上される。

11 利用状況

(1) センター利用実績

区 分			令和4年度来館者数	令和5年度来館者数	令和6年度来館者数	開設時からの総来館者数 (令和6年度末現在)					
開 館 日 数			308 日	309 日	307 日	12,101 日					
総 来 館 者 数	団 体	団 体 数	120 団体	130 団体	144 団体	7,148 団体					
		人 員 数	2,321 人	2,649 人	2,618 人	247,484 人					
	個 人		1,679 人	2,034 人	2,537 人	160,817 人					
	合 計		120 団体 4,000人	130 団体 4,683 人	144 団体 5,155人	7,148 団体 408,301 人					
来 館 者 の 内 訳	研 修 コ ー ス 別	区 分	個人・団体		個人・団体		個人・団体		個人・団体		
			団体数	人 員	団体数	人 員	団体数	人 員	団体数	人 員	
		一般体験コース		1,679人		2,034人		2,537人	2,015	222,643人	
		防災体験コース	72	1,233人	72	1,299人	73	1,285人	1,464	41,097人	
		消 火コース	2	25人	3	39人	0	0人	498	15,957人	
		避 難コース	4	61人	8	187人	16	262人	904	40,259人	
		応急処置コース	0	0人	1	12人	1	21人	205	5,017人	
		幼 児コース	30	656人	35	695人	41	746人	1,098	39,857人	
		防災総合コース	0	0人	0	0人	0	0人	213	8,191人	
		視察等	0	0人	0	0人	3	28人	13	216人	
		その他（会議等）	12	346人	10	399人	10	276人	738	35,064人	
		合 計	120	4,000人	130	4,683人	144	5,155人	7,148	408,301人	
	対 象 別 区 分		団体数	人 員	団体数	人 員	団体数	人 員	団体数	人 員	
	団 体 内	県 内	幼年消防クラブ	0	0人	0	0人	0	0人	80	2,022人
			少年消防クラブ	0	0人	1	13人	1	13人	220	7,611人
			婦人消防クラブ	5	125人	5	80人	4	132人	549	16,194人
			消防職・団員	7	206人	5	300人	7	180人	1,001	44,393人
			企 業	5	44人	7	122人	1	9人	262	4,554人
			社会福祉施設	15	216人	22	277人	30	410人	438	8,254人
			町 内 会	16	271人	8	166人	12	187人	630	15,884人
			婦 人 団 体	0	0人	1	30人	3	68人	116	3,043人
			子 供 会	10	199人	13	308人	17	384人	528	18,962人
			学 校	幼・小学生	34	765人	33	729人	34	680人	1,731
		中 高 生		13	236人	11	206人	9	167人	244	7,456人
		大学・専門生		1	21人	1	18人	1	21人	42	843人
		自治体関係		9	149人	15	286人	20	310人	862	30,681人

	対象別区分		団体数	人 員	団体数	人 員	団体数	人 員	団体数	人 員
	県外	消防関係	2	30人	3	60人	1	14人	291	6,029人
		自治体関係	1	15人	2	19人	3	30人	83	1,656人
		そ の 他	2	44人	3	35人	1	13人	71	1,811人
	小 計		120	2,321人	130	2,649人	144	2,618人	7,148	247,484人
個人	幼児・小学生		127人		203人		377人		39,225人	
	中・高校生		40人		23人		28人		4,880人	
	成 人		1,512人		1,808人		2,132人		116,712人	
	小 計		1,679人		2,034人		2,537人		160,817人	
	合 計		4,000 人		4,683人		5,155人		408,301人	

(2) 防災指導車利用実績

区分	令和4年度利用実績	令和5年度利用実績	令和6年度利用実績	開設時からの総利用実績
団体数	37 団体	46 団体	47 団体	876 団体
貸出日数	82 日	91 日	105 日	2,239 日
催事日数	38 日	49 日	51 日	882 日
参集人員	8,817 人	7,393 人	27,348 人	728,630 人
体験人員	3,268 人	4,103 人	6,137 人	158,246 人
機器使用時間	80 : 00 時間	107 : 00 時間	136 : 00 時間	2,391 : 00 時間
走行キロ数	3,428 k m	4,528 k m	4,881 k m	93,069 k m
燃料補給	800 リットル	1,028 リットル	1,132 リットル	37,591 リットル

12 教育設備

(1) 防災展示室

災害の発生する仕組みと対策（モニターＴＶ、パネル展示、体験コーナー、防災ライブラリー）

(2) 地震体験室

震度４から７程度の地震を体験できる部屋（東日本大震災の揺れを再現）

(3) 視聴覚教室

防災に関する講義などを行う学習室

(4) 煙体験室

煙の中の避難訓練

(5) 防災シアター

100 インチマルチプロジェクションシステムによる防災学習

(6) 消火訓練棟

消火器、屋内消火栓等の取扱い訓練

13 防災体験セミナー

防災体験研修及び教育訓練として、次のような防災体験セミナー等を実施している。

コース名	学 習 内 容
防災体験コース	災害時及び防災の日ごろの心構えを学習する
消火コース	各種消火機器による消火方法を学習する
避難コース	避難器具体験、各種災害時の避難、誘導方法を学習する
応急処置コース	緊急時の応急手当の方法を学習する
幼児コース	火災や地震の怖さについて体験しながら学習する
防災総合コース	防災、消火、避難、応急処置コースを網羅した学習を行う

14 施設等の警備業務

岩手県消防学校が配置している寄宿舎管理人兼当直専門員が、岩手県消防学校校舎とともに岩手県立総合防災センターの警備を実施している。指定管理者制度移行後も引き続き現体制を維持する。

日中夜間早朝の巡視 18時00分 22時00分 6時30分 計3回

15 自家用電気工作物の保安管理業務

岩手県立総合防災センターの需要設備は、岩手県消防学校の需要設備と一体になっており、岩手県消防学校が岩手県立総合防災センターの需用設備も含め保安管理業務を実施している。指定管理者制度移行後も引き続き現体制を維持する。

また、岩手県立総合防災センターには非常用予備発電装置が一基設置されており、岩手県消防学校に設置されている非常用予備発電装置とともに、岩手県消防学校が保安管理業務を実施している。指定管理者制度移行後も引き続き現体制を維持する。

岩手県立総合防災センターに設置されている非常用予備発電装置の内訳			
場 所	種 別	電 圧	出 力
1階発電機室	屋内キュービクル型発電機	200V	30KVA

16 施設配置図

別添資料のとおり

17 岩手県防災指導車

(1) 愛称「そばっち号」

(2) 用途目的

岩手県立総合防災センター機能の一つとして県内各地において、疑似体験を通じ、広く県民の防災に関する知識の普及・啓発に資することを目的として平成 9 年度に導入された岩手県防災指導車「しんちゃん」の後継車両として整備されたものである。

(3) 設置年月日 平成 30 年 5 月 10 日

(4) 主要装置等概要

ア 車 体 3 トントラック 総重量 7,195 kg (いすゞ自動車製 4 輪駆動)

イ 起 震 装 置 前後方向 280mm、左右方向 120mm、上下方向 40mm の範囲で作動し、以下の地震を体験できる。起震装置の揺れに連動して、体験室内の大型ディスプレイ (43 型) に映像と効果音が発生するとともに、音声によるナレーションや LED の文字表示機で地震発生年月日、地震名の表示を行う。

なお、ナレーションは、日本語、英語、中国語、韓国語を、LED 表示は日本語、英語を準備している。

(ア) 震度階地震 震度 2 から震度 7 までの各震度階の揺れを再現する。

(イ) 再現地震 過去に発生した関東大震災、宮城県沖地震、三陸はるか沖地震、阪神淡路大震災、東日本大震災津波、熊本地震を再現する。

ウ その他装備品 煙体験テント、消火訓練セット (訓練用水消火器、消火訓練用的 (まど)、電動小型コンプレッサー)、暗幕、モバイルノートパソコン等

(5) 車両外観図

別紙資料のとおり